

平成28年 藤枝市議会2月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成28年3月22日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案10件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第23号議案「藤枝市職員の修学部分休業に関する条例」について申し上げます。

はじめに、「条文中、公務に関する能力の向上とあるが、現在担当している職務に関するものだけに限るのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在の職務に関係するものも含め、職員がキャリアプランに基づき希望する修学が、本市にとり公務上有用かどうか判断し、適切に対応していく。」という答弁がありました。

次に、「この条例を適用し、資格を取得した職員を、どう活用していくのか。」という質疑があり、

これに対して、「修学により習得した 専門の知識や技能等が 十分発揮できる職場に職員を配置するなど、市民サービスの一層の向上に努めていく。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案「藤枝市職員の自己啓発等休業に関する条例」について申し上げます。

はじめに、「大学等への修学や国際貢献活動等に従事を申請する場合、定年退職までの在職期間等を考慮するのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「年齢の上限等は定めていないが、公務の運営に支障がないことを前提としており、承認するかは、個別事案毎に総合的に判断していく。」という答弁がありました。

次に、「奉仕活動としての国際貢献活動へ、参加できる職種は何か。」という質疑があり、

これに対して、「医療に係る活動への参加に限定しており、医師や看護師などの職種を想定している。一般的な職員がこの制度を利用し国際貢献活動へ参加することはない。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案「藤枝市職員の 配偶者 同行休業に関する条例」について申し上げます。

一委員より、「配偶者が海外へ転勤、留学を条件としているが、国内での赴任の場合はどう扱うのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本条例は、地方公務員法第26条の6に則っており、現行法上、国内の赴任についての定めは無い。今後、法改正等があれば本市でも検討していく。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案「藤枝市職員の退職管理に関する条例」、

第27号議案「藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、

第28号議案「藤枝市職員等の旅費に関する条例及び藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、及び、

第30号議案「議会の議員 その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」以上4件について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第31号議案「藤枝市 指定管理者 選定委員会設置条例」について申し上げます。

一委員より、「委員構成について、『学識経験者等』の範囲は、具体的にどのような方か、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「商学・商法が専門の大学教授や、中小企業診断士といった専門家のほか、それ以外に、施設利用者側の代表の方を委員構成に加えている。施設利用者の代表については、様々な方が考えられるが、現在は、民生・児童委員の方を委嘱している。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第32号議案「藤枝市消費生活センター条例」及び、第33号議案「藤枝市 岡部宿 大旅籠柏屋条例の一部を改正する条例」、以上2件について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。